

令和3年

第3回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和3年3月25日 午後14時00分～  
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）  
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(17番中島 直樹委員、18番関 匡和委員)
- 日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請取消処分について
- 日程 8 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について
- 日程 10 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について
- 日程 11 第5号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 12 第6号議案 下限面積（別段の面積）について
- 日程 13 第7号議案 事務局員の任免について
- 日程 14 その他

○令和2年4月26日(月)

- ・第4回農業委員会総会 9:00~  
【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				

推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 3 番	小野塚 真
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 6 番	林 秀夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 9 番	青木 悦夫
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 12 番	高橋 正男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 15 番	上村 良男
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 18 番	小杉 一明
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 21 番	井口 博
				推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員は 1 名。

推 2 番 佐々木 大輔

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係長	富所 了
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	貝瀬 佐知子

(会長、議長席に着く)

(13時55分開会)

議長 令和3年第3回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

我々の仲間であった推進委員の今井聡委員が3月の初めに逝去されました。非常に残念ではありますが、私どもといたしましてはその志を引き継いで皆さんと一緒に農業委員会を盛り立てていきたいと思っておりますので何分よろしくお願ひします。

欠席の届出が推進委員2番佐々木大輔委員からでていますのでこれを許します。本日の出席は農業委員が19名、推進委員が22名で合計41名の出席ですので総会は成立します。

#### 日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

#### 日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、17番中島直樹委員、18番関匡和委員にお願いいたします。

#### 日程3 諸般の報告

議 長	日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが何かありますでしょうか。10 番棚村委員。
10 番棚村委員	<p>去る2月25日の午後1時半から、市役所本庁舎で今年度の認定農業者との意見交換会を開催しました。今年度は新型コロナウイルス感染症対策で関係団体の役員のみで行いました。当日は認定農業者7名、農業委員会12名、農林課長ほか合計23名の参加でした。意見交換会のテーマを「これからの農業について」として、人・農地プランの実質化や地域内での問題点や課題などについて自由に意見交換を行い、大変有意義な会でした。なお、認定農業者側からふるさと納税30億円を原資にした、一般農家への還元や固定資産等の軽減について、関係機関への提言を検討してほしいとの要望がありましたので、今後、農政特別委員会で検討をお願いしたいと思います。以上、認定農業者部会からの報告です。</p>
議 長	<p>ただいまの棚村委員の報告について質問意見等ありますでしょうか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、棚村委員ありがとうございました。他にありますでしょうか。推進委員24 番貝瀬委員。</p>
推24 番貝瀬委員	<p>第3回人・農地プラン検討委員会について報告します。本日、午後1時より開催しました3回目の人・農地プラン検討委員会です。担い手への集積率が低い六日町地区、塩沢地域の4地区の計5地区を、今年度の重点地区として1月から2月に人・農地プランの話し合いを行いました。本日は5地区での話し合いの結果についての報告と総括を行っています。地域が抱える問題点や課題、担い手の集積・集約化の意向について報告がありました。すべての地区に共通しているのは、「若い人が農業に魅力を感じていない」ということ、米価の下落に伴う所得の減少や農業機械の高額化、水利の確保や未整備圃場を抱える問題が浮き彫りに</p>

なっています。こういったご意見は謙虚に受け止め、機会あるごとに関係機関に発信していくことも重要だと考えています。来年度以降は各委員が担当地域内での担い手の洗い出しやリタイヤ農家の情報を把握する活動につなげていけるよう検討委員会として働きかけていきたいと思えます。以上です。

議 長

ただいまの貝瀬委員の報告について質問意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、貝瀬委員ありがとうございました。他にありますでしょうか。16番駒形委員。

16番駒形委員

農業者年金加入推進対策会議についてご報告いたします。去る3月15日に市役所本庁舎小会議室にて、新潟県農業会議、JAにいがた中央会、みなみ魚沼受給者連盟会長、JA担当者、農業委員会長、各農業者年金加入推進部長、事務局の計9名で今年度の活動報告と来年度の活動計画について話し合われました。今年度の加入者は3名で、県の加入目標を達成しています。皆様からのご協力、大変ありがとうございました。来年度の市の加入目標は4名と決まりましたので、引き続き皆様方からの加入推進をお願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの駒形委員の報告について質問意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、駒形委員ありがとうございました。他にありますでしょうか。無いようですので、諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告  
について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告  
についてを議題といたします。事務局より説明を求めま  
す。富所係長。

富所係長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降5件の事実確認  
書を交付しています。いずれも転用目的どおりに完了して  
います。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について  
こちらは20件です。

1番については第三者との貸借契約のための解約です。  
利用権の設定が後ほどあがってきています。

2番、3番が同じ借受人の方の解約で、借受人の都合に  
よる解約となっています。後ほど利用権の設定があがって  
きています。これまでは被相続人のお父さんが耕作されて  
いましたが、亡くなられたためこちらの息子さんが引き継  
いでいます。自分では耕作ができないということで解約と  
なっています。

4番、借受人の都合による解約です。

5番は第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利  
用権の設定があがってきています。

6番、7番については所有者、借受人とも同じ方となっ  
ています。あっせん売買のための解約です。

6ページに移りまして、8番と9番は所有者の都合によ  
る解約です。

10番、11番につきましては第三者との売買のための解約  
です。

12番、13番につきましては後ほど5条申請があがってき  
ていますが陸砂利採取の一時転用のための解約です。

14番、15番が所有者、借受人とも同じ方となっていま  
す。14番については所有者の都合による解約で、15番につ

いては条件不利地のための解約です。

16番は5条申請のための解約です。

17番はあっせん売買のための解約です。

18番は借受人の都合による解約です。

8ページに移りまして、19番は所有者の都合による解約です。

20番については第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきています。

### (3) 使用貸借の解約について

こちらは2件です。

1番は後ほど利用権の設定があがってきていますが、第三者との貸借契約のための解約です。

2番については借受人の都合による解約となっています。

### (4) 農地法の適用を受けない事実確認について

12ページをご覧ください。非農地証明です。

今月は3件ですが、申請人は全て同じ方となっています。土地は全て浦佐の土地ですが、全て隣接している土地となっています。登記は畑です。現地は2月18日に関委員さんから確認いただいています。資料は1-2ページをご覧ください。土地の地形・形が耕作に適さず、耕作放棄地化したとのことです。平成2年5月頃とのことです。3筆全て隣接する畑となっていて、もともとは1筆の筆でありました。浦佐の駅西にある用途地域内の残存農地となっています。周囲の宅地化により、残ってしまった農地でして細長くかぎ状になっています。整理番号1番については傾斜地の農地で放棄地化したとのことでした。

### (5) 農地法施行規則29条1号の規定による通知について

農業用施設の届出です。こちらは1件です。

土地は法音寺の畑1筆189.4㎡、転用目的が農作業場用地ということで育苗及び農作業用場所となっています。資料は3-5ページをご覧ください。作業所の方はすでに届出



をいただいて建築されておりました、今回届出があったのは資料の5ページの斜線部分となります。こちらを育苗スペースとして使いたいとのことでした。なお、こちらの案件については並木会長の申請です。こちらは報告事項でありまして、議決が必要ない案件となりますので退席等はず議長席についたままの報告となります。

第1号報告については以上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第1号報告を終わらせていただきます。

#### 日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議 長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第2号報告朗読)

16ページです。今月はあっせん委員の指名が3件です。

1番、申請人は下出浦の方です。土地は下出浦と野際の田3筆6,165㎡で、売買の申出です。あっせん委員といたしまして2月22日に貝瀬委員さん、南雲委員さんをご指名しています。申請人におかれましては規模縮小のためとのことです。

2番、申請人は長森の方です。土地は長森の田1筆2,674㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしまして2月22日に水澤委員さん、棚村委員さんをご指名しています。申請人におかれましては財産処分のためとのことです。

3番、申請人は天野沢の方です。土地は泉盛寺の田3筆2,089㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしまして3月2日に上村正明委員さん、宮田委員さんをご指名してい

ます。申請人におかれましては規模縮小のためとのことです。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第2号報告を終了させていただきます。

**日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について**

議長

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第3号報告朗読)

18ページをご覧ください。2月26日付で新潟県知事より配分計画の公告が行われております。番号については1番から7番までの7件であります。左側から大字、小字、地番、土地の面積、真ん中ほどに新しい借受人の氏名と住所がでています。一番右の移転の欄に全て丸がついていますが、今回は全て配分計画の移転となっています。

整理番号1番から4番については、今まで宮野下の法人さんが借り受けていましたが、解散されましたので新しい担い手の方に受けていただくという案件です。

整理番号5番については、これまで大崎の担い手の方が受けていましたが規模縮小により新しい担い手が引き受けるということです。

整理番号6番、7番につきましてはこれまで耕作されていた方がいずれも亡くなられましたので、新たな借受人の方で今後は耕作されるという内容です。

第3号報告については以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第3号報告を終了させていただきます。

**日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請取消処分について**

議 長

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請取消処分についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

20 ページです。昨年4月総会で贈与の許可を受けた案件につきましての許可の取消申請があがってきています。申請人のお二人は兄弟の間柄でして、農地は浦佐の田1筆2,471 m<sup>2</sup>です。許可取消の理由といたしましては契約破棄のためということで、許可後に譲渡人へ農地転用の相談があり、家族や譲受人との協議の結果、贈与の契約を取り消して転用申請をすることとしたためとのことです。

以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請取消処分については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は原案のとおり承認されました。

**日程8 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について**

議長

日程8 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第2号議案朗読)

22ページからになります。今月は17件の申請があがってきています。

39番、農地の売買です。土地は穴地新田の田1筆962㎡です。経営規模拡大のためです。

40番、農地の売買です。土地は妙音寺の田1筆2,756㎡です。こちらは譲受人の所有農地に隣接しています。経営規模拡大のためです。

41番、農地の売買です。土地は下薬師堂の田1筆1,151㎡です。こちらは譲受人の所有農地と相分になっています。なお、譲受人は県外に在住しているため耕作や管理については親戚に委託するとのことでした。

42番、43番は関連案件となっております。譲受人が同じ方です。42番、農地の売買です。土地は長崎の畑1筆155㎡です。こちらは譲受人の所有農地と相分になっています。経営規模拡大のためです。43番は使用貸借権の設定です。土地は長崎の畑4筆2,569㎡です。経営規模拡大のためです。なお、42番、43番を合わせまして下限面積の30aをクリアしています。

44番、農地の売買です。土地は塩沢の田8筆935.05㎡です。こちらは譲受人の自宅に隣接する農地などの購入になります。経営規模拡大のためです。

45番、農地の売買です。土地は万条新田の田1筆802㎡です。こちらは譲受人の自宅に隣接する農地です。対価に

つきましては将来的に転用する可能性を含めての価格とのことです。経営規模拡大のためです。

46番、農地の贈与です。土地は山谷の畑2筆1,386㎡です。こちらは現在10名の共有となっている土地の2名分の持分を移転するという申請です。申請理由は親族から農地を譲り受けるためとのことです。

47番、48番が関連案件となっております、譲受人が同じ方となっております。なお、47番と48番ともに賃貸借権の設定となっております、47番は五箇の田6筆5,576㎡、48番は五箇の田5筆3,464㎡です。期間はいずれも5年間となっております。申請理由はどちらも新規就農のためとなっております。なお、47番、48番を合わせまして下限面積の30aはクリアしています。また、この申請の譲受人につきましては一般法人となりますので、賃貸借権の設定には解除条件が付されています。

49番、50番も関連案件となっております、譲受人が同じ方となっております。土地は津久野の田1筆915㎡と、津久野の田1筆2,638㎡です。こちらは相分の農地となっております、2筆で1枚の農地となっております。使用貸借権の設定で、期間はどちらも10年間です。経営規模拡大のためです。

51番、使用貸借権の設定です。両者は義理の親子です。土地の表示で一点、訂正をお願いします。[REDACTED]が2行に分かれていましたので、下の段の削除をお願いします。そして上の段の面積部分を990㎡から1,435㎡へ訂正をお願いします。期間は10年間で、三郎丸と早川の田3筆5,322㎡です。経営規模拡大のためです。

なお、52番以降は農業者年金受給のための親子間での使用貸借権の再設定です。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員9番南雲廣悦委員の除斥を求めます。

(9番南雲委員退席)

25 ページ 53 番案件のみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。25 ページ 53 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、53 番案件については原案のとおり承認されました。南雲委員の除斥を解きます。

(9 番南雲委員着席)

続いて、53 番案件を除く他の案件について質疑を行います。17 番中島委員。

17 番中島委員 47 番、48 番案件についてですが、この法人は新規就農ということですが、農地所有適格化法人で新規就農ということになるのでしょうか。

議 長 事務局、阿部主任。

阿部主任 こちらの法人については農地所有適格化法人ではなく、一般法人としての参入です。そのため農地の売買はすることができませんし、賃貸借契約においても解除条件というものが付されています。以上です。

議 長 中島委員よろしいでしょうか。  
ほかにありますでしょうか。推進委員 21 番井口委員。

推 21 番井口委 員	先ほどの中島委員の質問に関連してお聞きします。この法人は私の集落の法人です。この■■■■の代表取締役は今まで■■■■さんだったと思います。今回、■■■■さんになって新規就農のためとのことですが、個人的には少し理解ができていないのですが、代表が変わったから新規就農ということなんでしょうか。
議 長	事務局、阿部主任。
阿部主任	今回、農業委員会を通して貸し借りをするのが初めてという意味の新規就農ということです。以上です。
議 長	事務局、富所係長。
富所係長	この■■■■さんについて、法人の登記簿を見ますと平成 28 年 10 月 6 日登記で設立されています。つまり、平成 28 年に法人が設立されています。ただ、今日にいたるまでの間、農業委員会の許可を受けた農地の貸し借りはありません。作業委託はされていたかもしれませんが、正式に農業委員会の許可を受けるのは初めてですので、農業委員会としては新規就農というご理解でお願いしたいと思います。以上です。
議 長	推進委員 21 番井口委員。
推 21 番井口委 員	ということは、今まで代表であった■■■■さんの時は正式な貸し借りを結んでいなかったということでしょうか。
議 長	事務局、富所係長。
富所係長	今まで貸し借りをしていたのかもしれませんが、それはあくまで個人として借り受けていたという理解でいます。法人として農業委員会の許可を受けるのは今回が初めてです。法人については平成 28 年に設立されていますが、農業委員会の許可を受けて法人で農地を借りるという申請は今

議長

回の3月が初めてということですので。以上です。

推進委員 21 番井口委員。

推21番井口委員

わかったようなわからないような気がします。前の代表の[ ]さんは個人が主でされているところもあるのですが、[ ]さんのところは個人と会社で一緒に作業機械等々を使っているのが現状です。その辺の区分がどうなっているのかなという疑問があるのですが、これでいいということであればそれでいいと思います。私個人としては不自然だなと感じています。相当な面積を作業委託でやっていたというわけではありますが、これから全て契約するということがあがってくるという考え方でいいのでしょうか。

議長

事務局、富所係長。

富所係長

法人で今回案件があがってきていますので、代表の方としては、今後は法人に移行して法人として規模を拡大していきたいということだと思います。なお、代表が変わったのが令和2年5月18日の登記です。それまでは[ ]さんが社長さんということで運営されていたようですが、昨年の5月に代表が変更されまして、これからは法人を主体として経営されたいということだと考えています。以上です。

議長

井口委員、よろしいでしょうか。

ほかに質問等はありませんでしょうか。

今ほどの[ ]さんに限ったことではありませんが、法人で農地を借りるには最低限の農地を借りていないと申請することができません。今までは作業委託をされていたかもしれませんが、構成員個人で受けていたかもしれませんが、この法人として申請をされるのは今回初めてとなります。ということは、法人としては農地所有、農地の借入が無いとみなされますので、新規就農という形にせざるを得ないということになります。実際の作業とは違うように思われるかもしれませんが、この農業委員会の



場ではそうせざるを得ないということでご了解ください。  
ほかにありますでしょうか。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。53番案件以外の他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

**日程9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について**

議長

日程9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第3号議案朗読)

28ページをご覧ください。申請人は大崎の法人さんです。土地は大崎の田4筆621㎡、転用目的が農作業場用地ということで育苗スペースになります。資料は6-8ページをご覧ください。法人さんの経営規模の拡大により、現在の育苗スペースが足らなくなったため、今回作業場に隣接する申請地に育苗スペースを拡大したいということで申請がありました。こちらは1種農地ではありますが、農業に資する施設でございまして許可相当と考えています。以上1件です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 17 番中島委員の除斥を求めます。

(17 番中島委員退席)

それでは質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 3 号議案は原案のとおり承認されました。中島委員の除斥を解きます。

(17 番中島委員着席)

**日程 10 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の進達について**

議 長

日程 10 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第 4 号議案朗読)

30 ページからになります。今月の 5 条申請は 8 件です。整理番号 7 番、申請人は黒土新田の法人さんです。土地は黒土新田の畑 1 筆 683 m<sup>2</sup>、転用目的は資材置場用地ということで資材置場及び駐車場設置のためとのことです。賃

借権の設定で、対価は㎡当たり 26 円です。資料は 9-12 ページをご覧ください。経営する会社の業務拡大により、敷地内に廃プラ梱包施設を建設予定であり、それに伴い不足する資材置場と駐車場を申請地に求めるものです。1 種農地ではございますが、集落に接続した農地でありまして周辺の皆さんの日常生活上必要な施設ということで許可相当と考えています。なお、整理番号 8 番についても同じ法人さんであります。こちらは一時転用となります。同じく黒土新田の畑 1 筆 702 ㎡、資材置場用地です。こちらも転用目的は同じ資材置場及び駐車場の設置です。こちらは期間が 5 月 11 日から令和 5 年 12 月 31 日を予定しています。資料は同じく 9-12 ページとなっております。理由といたしましては 7 番と同じ理由ではありますが、敷地が手狭になるため代替地が見つかるまでこの土地を一時的に使いたいということです。こちらは 2 種農地であります。一時転用ということで許可相当と考えています。

整理番号 9 番、浦佐の畑 1 筆 196 ㎡、一般住宅の建築です。所有権移転による売買で、対価は㎡当たり 15,306 円です。資料は 13-15 ページをご覧ください。譲受人は現在、借家に居住されておりますが、子どもの成長に伴い、現在の住居が手狭になったため新たに住宅を建築するものです。用途地域内の 3 種農地でございます。許可相当と考えています。

整理番号 10 番、譲渡人と譲受人は親子でございます。土地は美佐島の畑 2 筆 267 ㎡、住宅用地ということで農家住宅の建築です。使用貸借権の設定で、資料は 16-18 ページをご覧ください。住宅の老朽化に伴う建替えということです。2 種農地でございますが、集落に接続した農地を転用するものであり許可相当と考えています。なお、隣接の宅地部分もございまして、敷地全体としては 527 ㎡ほどになります。また、すでにこの農地には建物が一部かかっているような状態です。始末書を提出いただいているところです。

整理番号 11 番、塩沢の畑 1 筆 172 ㎡、雪処理場の設置ということです。所有権の移転による売買で、対価は㎡当たり 1,163 円で、資料は 19-21 ページをご覧ください。譲受

人は冬季間の屋根雪処理に大変苦慮されており、今回土地の所有者から土地を譲ってもらえることになりまして、雪処理場、住宅敷地の拡張ということで転用があがってきました。敷地全体としては469 m<sup>2</sup>となります。用途地域内の3種農地でありまして、許可相当と考えています。

整理番号12番、陸砂利採取のための一時転用です。期間が4月20日から令和4年6月30日までです。農用地区域内の農地ではありますが、一時転用であり許可相当と考えています。

整理番号13番、こちらも陸砂利採取のための一時転用です。こちらの期間は4月20日から令和4年10月19日までです。こちらも農用地区域内の農地ではございますが、一時転用であり許可相当と考えています。

整理番号14番、関の田1筆196.06 m<sup>2</sup>、転用目的が仮設ヤードということで[REDACTED]さんの携帯基地局建設工事に伴う工事ヤードのための転用です。使用貸借権の設定で、4月15日から令和5年12月31日までの間です。資料は28-30ページをご覧ください。こちらの農地は用途地域内の3種農地にして、一時転用ということもあり許可相当と考えています。以上8件です。

議 長

関係委員がおられます。推進委員8番勝又信行委員の除斥を求めます。

(推8番勝又委員退席)

30ページ 10番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終了にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、お諮りをいたします。10番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、10番案件については原案のとおり承認されました。勝又委員の除斥を解きます。

(推8番勝又委員着席)

続いて10番案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。10番案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩といたします。なお、休憩後は議長を交代して再開いたします。

(14時45分休憩)

議 長

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

(15時45分再開)

日程11 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について

議 長

日程11 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について

富所係長

てを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

(第5号議案朗読)

33ページからになります。今月はあっせんの売買が4件、新規の設定が36件、再設定が114件、合計154件となっています。

137番からあっせんによる所有権移転となります。

137番、大崎の田1筆2,465㎡、あっせんによる売買です。経営規模の拡大です。対価は㎡当たり1,000円で、資料は31ページをご覧ください。

138番、西泉田の田5筆3,659㎡、あっせんによる売買です。資料は32-33ページをご覧ください。対価は㎡当たり820円です。経営規模の拡大です。

139番、下出浦と野際の田3筆6,165㎡、あっせんによる売買です。資料は34-35ページをご覧ください。経営規模の拡大です。対価は㎡当たり568円と若干低めではございますが、資料を見ていただきますとわかるように形状が悪い条件不利地となっています。

140番、長森の田1筆2,674㎡、あっせんによる売買です。資料は36ページをご覧ください。経営規模の拡大となっています。

141番からは賃借権の設定となっています。

141番、九日町の田3筆6,003㎡、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。経営規模の拡大です。

142番、大崎の田6筆10,871㎡、賃借権の設定で、対価は10a当たり72kgです。経営規模の拡大です。

143番、144番が同じ借受人の方の案件です。対価はいずれも10a当たり25,500円です。経営規模の拡大です。

145番、海士ヶ島新田の田1筆2,995㎡、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。経営規模の拡大です。

146番、147番は同じ借受人の方の案件です。対価はいずれも10a当たり60kgです。経営規模の拡大です。

148番、茗荷沢の田2筆8,321㎡、賃借権の設定で、対価は10a当たり80kgです。経営規模の拡大です。なお、担い手は魚沼市の方ですが、市内でも認定農業者の認定を受け

ている方です。

149番、大倉の田7筆、10,835 m<sup>2</sup>、賃借権の設定で、対価は総額で291,200円です。10a当たり26,800円となります。経営規模の拡大です。

150番、美佐島の田4筆1,325 m<sup>2</sup>、賃借権の設定で、対価は10a当たり20,000円です。経営規模の拡大です。

36ページに移りまして、151番、余川の田3筆1,018 m<sup>2</sup>、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。経営規模の拡大です。

152番、余川の田3筆、賃借権の設定で、経営規模の拡大です。

153番、小栗山と六日町の田9筆、賃借権の設定で、経営規模の拡大です。

154番、大月の法人さんです。大月の田3筆、賃借権の設定で、経営規模の拡大です。

155番、畔地新田の田1筆、賃借権の設定で、経営規模の拡大です。

156番、山谷の法人さんです。津久野上新田の田1筆、賃借権の設定で、対価は全部で18kgです。10a当たり60kgとなります。

157番、下薬師堂の田2筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。

158番、新堀新田の田1筆、賃借権の設定で、対価は全部で30kgです。10a当たり117kgとなります。

159番から38ページの162番まで、同じ担い手の方の案件となります。いずれも賃借権の設定で、経営規模の拡大です。

163番、麓の田1筆、賃借権の設定で、経営規模の拡大です。

164番、竹俣新田と片田の田8筆、賃借権の設定で、経営規模の拡大です。

165番と166番が上十日町の法人さんの案件です。賃借権の設定で、経営規模の拡大です。

39ページに移りまして、167番、栃窪の田1筆、賃借権の設定で、経営規模の拡大です。

168番、樺野沢の田6筆、賃借権の設定で、経営規模の拡大

大です。

169番、樺野沢の田1筆、賃借権の設定で、経営規模の拡大です。

170番、大里の田6筆、賃借権の設定で、経営規模の拡大です。

171番、舞子と中子新田の田12筆14,466㎡、賃借権の設定で、経営規模の拡大です。

40ページに移りまして、172番、早川の法人であります。賃借権の設定で、経営規模の拡大です。

173番、長崎の田1筆、賃借権の設定で、経営規模の拡大です。

174番と175番が同じ法人となっています。対価はご覧のとおりです。経営規模の拡大です。

176番、大木六新田と小杉新田の田2筆、こちらは使用貸借権の設定です。経営規模の拡大です。

177番以下は再設定ですので説明を省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員8番中島修委員の除斥を求めます。

(8番中島委員退席)

34ページ 142番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

142番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)



異議なしと認め、142 番案件については原案のとおり承認  
されました。中島委員の除斥を解きます。

(8 番中島委員着席)

続いて農業委員 14 番牛木友哉委員の除斥を求めます。

(14 番牛木委員退席)

36 ページ 152 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

152 番案件については原案のとおり承認するにご異議ござ  
いませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、152 番案件については原案のとおり承認  
されました。牛木委員の除斥を解きます。

(14 番牛木委員着席)

続いて推進委員 22 番水澤利徳委員の除斥を求めます。

(推 22 番水澤委員退席)

37 ページ 159 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

159 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、159 番案件については原案のとおり承認されました。水澤委員の除斥を解きます。

(推 22 番水澤委員着席)

続いて農業委員 12 番原澤眞委員の除斥を求めます。

(12 番原澤委員退席)

38 ページ 165 番 166 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

165 番 166 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、165 番 166 番案件については原案のとおり承認されました。原澤委員の除斥を解きます。

(12 番原澤委員着席)

続いて推進委員 20 番桑原善和委員の除斥を求めます。

(推 20 番桑原委員退席)

44 ページ 189 番

64 ページ 274 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

189 番 274 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、189 番 274 番案件については原案のとおり承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

(推 20 番桑原委員着席)

それでは先に議決された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に議決された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め第5号議案は全案件原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

**日程 12 第6号議案 下限面積（別段の面積）について**

議 長

日程 12 第6号議案 下限面積（別段の面積）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第6号議案朗読)

69 ページをご覧ください。下限面積（別段の面積）についてですが、平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、都道府県では 50 a の面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できるようになりました。いわゆる農家資格を満たす面積ということになります。南魚沼市では平成 21 年 12 月 28 日付けの南魚沼市農業委員会公示第 1 号で下限面積、農家資格の面積を市全域で 30 a と設定しています。そして、「農業委員会の適正な事務実施について」が平成 22 年 12 月 22 日付で一部改正されまして、農業委員会では、毎年、下限面積の設定または修正の必要性についてその都度審議することとなっています。このため、令和 3 年度の下限面積の設定について提案をさせていただきます。下限面積の設定については 2 つのやり方があります。ひとつめは (1) のとおり、農地法施行規則第 17 条第 1 項に基づくものです。こちらは優良農地確保の観点から、農用地区域の細分化を防ぐ、市街化区域内において、資産保有目的による細分化を防ぐ等の観点による見直しです。現在、南魚沼市では下限面積を 30 a と設定しておりますが、方針としては下限面積の変更を行わないということで提案させていただきます。理由といたしましては、令和 3 年 1 月 1 日現在、市内農家戸数 7,366 戸において、30 a 未満の農地を耕作してい

る農家戸数は3,655戸で、全農家戸数に占める割合は49.62%、20a未満の農地を耕作している農家戸数は3,119戸で、全農家戸数に占める割合は42.34%であり、いずれも百分の四十を下らないが、農地の細分化を防ぐ観点から20aへの変更は行わないということで提案をさせていただきます。下限面積を変更するにあたっては農家数の割合が百分の四十を下らないようにすれば市町村の農業委員会の判断で下限面積を変更することができます。現在の状態では下限面積を20aに変更することも可能ではありますが、農地の細分化を防ぐ観点から令和3年度においても下限面積は変更せず30aのままにしたいということで提案をさせていただきます。なお(2)の農地法施行規則第17条第2項の規定による見直しについては、遊休農地が深刻な状況で、かつ地域の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じない範囲で、新規就農を促進しなければならない区域を設定した上での見直しです。つまり、遊休農地が深刻な状況の場合に農業委員会の判断で設定できるというものです。こちらの方針としては令和3年度も設定は行わないということで提案させていただきます。理由といたしましては、令和2年度の農地法第30条第1項の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地面積は2.42haであり市内農地面積である6,460haに占める割合はわずか0.04%と低い現状であるため、こちらの規程での下限面積については設定しないということで提案をさせていただきます。なお、こちらについては休憩時間中に行われました、農地特別委員会でもご説明をさせていただきます。了解をいただいているところでもあります。以上です。

議 長

いまほど説明のありましたとおり、本案件は農地特別委員会において審議をされております。その結果について農地特別委員長から報告をお願いします。17番牛木委員。

14番牛木委員

先ほど行いました農地特別委員会において、下限面積について審議を行いました。その結果、(1)の農地法施行規則第17条第1項については30aの変更は行わない、(2)の農地法施行規則第17条第2項については設定を行わな

いということで決定しました。以上です。

議 長

農地特別委員長の報告のように、令和3年度における別段の面積については30aで行きたいと思いますが、質疑ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、よってお諮りをいたします。第6号議案 下限面積(別段の面積)については、令和3年度についても30aとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第6号議案は承認されました。ありがとうございました。

### 日程13 第7号議案 事務局員の任免について

議 長

日程13 第7号議案 事務局員の任免についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第7号議案朗読)

71ページをご覧ください。免職になるものが係長の富所了、免職年月日は令和3年3月31日です。続いて、任命となるものが係長として一之谷浩太郎、任命年月日は令和3年4月1日です。いずれも南魚沼市の人事異動によるものです。以上です。

議 長

それでは、任免となる富所係長と一之谷さんは退席をお願いします。

(異動者2名退席)

それでは、第7号議案については先ほどの古藤局長の説

明のとおりですが、この議案につきましては質疑を受けるわけにはいきません。皆さんご意見等あるかもしれませんが、無ければご承認いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、第7号議案は原案のとおり承認されました。後ほどお二人からはご挨拶をいただきますが、富所係長におかれましては7年間、当事務局で頑張ってくださいました。本当にお世話になりました。皆さんからもあたたかい拍手で送りだしていただきたいと思います。それでは任免職員の除斥を解きます。

(異動者2名着席)

ただ今、皆さんの任免については承認しました。ご挨拶をいただきたいと思いますので、免職となる富所係長からお願いします。

富所係長

第3回の農業委員会、慎重審議をいただきまして大変ありがとうございました。今ほど古藤局長から説明があったかと思いますが、4月1日付で農林課への人事異動の内示がありました。農業委員会には7年間在籍をさせていただきました。この間、すでに退任されていった委員の皆さん方、この場にいらっしゃる現職の皆さん方、そして一緒に仕事をさせていただいた事務局の皆さん、すべての皆さんに感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。今、国は担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農の促進という3本の柱を掲げて農業へのテコ入れに真剣に取り組んでいます。私個人として、農地の集積・集約化で結果として農家戸数の減少に拍車をかけているのではないかという心配があります。是非、この点については皆さん方からも国の動向を注視していただきたいと思います。次代を担う若い世代にこの素晴らしい南魚沼の農地を引き継いでいってもら

うために、どうかこれからも推進活動、最適化活動を宜しくお願いしたいと思います。そして、市内の農家の皆さん方が今日よりも明日、明日よりも明後日が幸せに暮らせるようにどうかご尽力をいただきたいと思います。最後になりますけれどもご健康には十分に留意をしていただきたいと思います。農業委員会での7年間に深く感謝を申し上げまして、簡単ではございますが私からの挨拶に替えさせていただきます。どうもありがとうございました。お世話になりました。

(拍手)

議 長

続いて、新しく係長になられる一之谷さん、お願いします。

税務課収税班  
一之谷主任

お疲れ様です。総会後の貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶をさせていただきます。4月1日より富所係長の後任として農地係の係長を拝命いたしました、一之谷と申します。前任は市民生活部の税務課収税班で税金の仕事をしています。農業委員会には塩沢町職時代に塩沢町農業委員会で4年ほど農業委員会事務局に在籍していましたが、14年ほど経っていてなかなかその頃とは制度や仕事が変わってきていますので、私個人としては少し緊張しています。初めての係長職ということで心配事も尽きないのですが、南魚沼市の農業の発展のために皆さんと一緒に頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。本日は大変お疲れ様でした。

(拍手)

議 長

お二方、ありがとうございました。富所係長におかれましては、4月から農林課長になられるということで、まったく違う畑にいくということではありませんので我々も心強いと期待しております。また、新係長になられる一之谷さんにおかれましては、これからお世話になりますが、よろしく願いいたします。



### 日程 13 その他

議長 日程 13 その他についてですが、まず農政特別委員長から報告をお願いします。12 番原澤委員。

12 番原澤委員 休憩時間中の農政特別委員会におきまして、以前作成した年間計画に変更がありましたのでご報告します。

- 1 認定農業者との意見交換会 6月
- 2 青年農業者との意見交換会 11月

以上変更となりました。

議長 ただいまの原澤委員の報告について質問、意見等ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、原澤委員ありがとうございました。続いて、幹事会から報告をお願いします。15 番井上委員。

15 番井上委員 幹事会より4点ほどご報告をいたします。

- 1 親睦会費について
- 2 暑気払いについて

よろしくをお願いします。残り2点につきましては事務局から説明をお願いしたいと思います。以上です。

議長 ただいまの井上委員の報告について質問、意見等ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、井上委員ありがとうございました。それでは、残り2点について古藤局長、お願いします。

古藤局長	<p>それでは幹事会で決まりました、残りの2点について報告します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大巻地区の最適化推進委員の欠員補充について</li> <li>2 成果実績加算額の確定について</li> </ol> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの古藤局長の説明について質問、意見等ありませんでしょうか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、古藤局長ありがとうございました。続きまして、食育担当者会議より報告をお願いします。 5 番片桐委員。</p>
5 番片桐委員	<p>食育部会より報告いたします。皆様のお手元にある食育出前授業の流れという資料をご覧ください。令和3年度の食育出前授業についての報告とご協力をお願いします。食育出前授業の流れについては今までと同じような流れで行いたいと思います。スローガンといたしましては食事の大切さと日本一の南魚沼のお米のおいしさを子どもたちに伝えようです。授業の流れはぬか釜の炊飯体験、米作りの講話、食育の講話、そしてぬか釜で炊いたご飯でおにぎりを作って試食するという流れになります。これは今までと同じ流れで実施したいと思っています。米作りの講話と食育の講話についてはパネルを使って説明していきます。ぬか釜の体験は子どもたちにもみ殻を入れたり、着火剤である杉の葉を入れたりすることを体験してもらいます。対象者は小学校5年生で行います。資料の2枚目をご覧ください。事務局から昨年12月に小学校に意向確認を聞いてもらいました。令和3年度は大和地域で大崎小学校と後山小学校、六日町地域でおおまき小学校、塩沢地域で中之島小学校と石打小学校が希望をあげてきましたので、この5校で実施したいと思っています。4月以降になりましたら、各学校に実施希望日を聞くようにしたいと思っています。学校との打合せによって実施日が決まりますので、決まり</p>

ましたらお知らせをしたいと思います。授業の担当者は食育の担当委員だけで行うのではなく、その地区の農業委員さん、推進委員さんの全員で担当していただきますのでご協力をお願いします。役割分担等は時期になりましたら打合せをさせていただきますのでよろしくをお願いします。今まではわりと女性委員が中心にやってきましたが、女性委員全員初めてです。是非皆さんのご協力で意義のある出前授業にしていきたいので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

議長 　　ただいまの片桐委員の説明について質問、意見等ありますでしょうか。推進委員 20 番桑原委員。

推 20 番桑原委員 　　資料の 2 枚目で五十沢小学校は実施しないとなっておりますが、なにか理由があったのでしょうか。

議長 　　片桐委員。

5 番片桐委員 　　五十沢小学校については他のスケジュールがすでに決まっています。以上です。

議長 　　桑原委員、よろしいでしょうか。  
ほかに質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、片桐委員ありがとうございました。  
片桐委員から説明があったとおり、去年は新型コロナウイルスの関係で全て中止となっています。今年の実施についても、資料には春の希望とある学校でもまだこの状況下です。どうなるか確定していませんけれども、実施の際には皆さんからのご協力をお願いします。

他に皆さん方から何かありますでしょうか。無いようですので、本日の総会はこれで終了させていただきます。長時間にわたり、大変ご苦勞様でした。

(16 時 30 分閉会)

|

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 3年 5月25日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

---

会 議 録 署 名 委 員

中 島 直 樹

---

会 議 録 署 名 委 員

関 匡 和

---